

令和5年第3回（6月）

川口市議会定例会

一般議案

令和5年第3回（6月）川口市議会定例会議案目次（一般議案）

議案第	53号	川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第	54号	川口市税条例の一部を改正する条例	2
議案第	55号	川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例	7
議案第	56号	川口市印鑑条例の一部を改正する条例	8
議案第	57号	川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第	58号	川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	10
議案第	59号	川口市火災予防条例の一部を改正する条例	19
議案第	60号	工事請負契約の締結について（新庁舎2期棟建設工事のうち電気工事）	22
議案第	61号	工事請負契約の締結について（新庁舎2期棟建設工事のうち空調設備工事）	23
議案第	62号	工事請負契約の締結について（新庁舎2期棟建設工事のうち衛生設備工事）	24
議案第	63号	製造の請負に係る契約の締結について（消防指令システム・消防救急デジタル無線構築業務委託）	25
議案第	64号	財産の交換について	26
議案第	65号	財産の無償貸付について	28
議案第	66号	財産の取得について（消防ポンプ自動車（CD-I型））	29
議案第	67号	財産の取得について（支援車（I型））	30
議案第	68号	財産の取得について（高規格救急自動車）	31
議案第	69号	財産の取得について（消防団ポンプ自動車（CD-I型））	32
議案第	70号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立並木南保育所）	33
議案第	71号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立神根保育所）	34

議案第	72号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立戸塚のぞみ 保育園）	35
議案第	73号	公の施設の指定管理者の指定について（川口市立戸塚しらぎ く保育園）	36
議案第	74号	市道路線の認定について（神根第271-2号線）	37
議案第	75号	市道路線の認定について（神根第701-1号線）	38
議案第	76号	市道路線の廃止について（神根第701号線ほか1路線）	39
議案第	77号	川口市農業委員会委員の任命同意について	40
議案第	78号	人権擁護委員の候補者の推薦について	45
議案第	79号	人権擁護委員の候補者の推薦について	46

議案第 53号

川口市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

川口市職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和35年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を削る。

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 54号

川口市税条例の一部を改正する条例

川口市税条例（昭和29年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の8第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の2第1項の給与支払者」を「同条第1項の給与支払者」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は同条第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は同条第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該森林環境税の納税義務者の個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「市民税額及び県民税額」を「個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には、」に

改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条第1項中「又は」を「若しくは第5号の15の2様式又は」に、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「なった場合においては」を「なった場合には」に、「ある場合においては、」を「あるときは」に、「ない場合においては」を「ないときは」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「既に」を「、既に」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「均等割額の」を「均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）の」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第85条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第101条第1項中「規定によって」を「規定により」に、「による納付書によって」を「又は第34号の2の5の2様式による納付書により」に改め、同条第2

項中「によって」を「により」に改め、同条第5項中「による納付書によって」を「又は第34号の2の5の2様式による納付書により」に改める。

第104条第1項中「による納付書によって」を「又は第34号の2の5の2様式による納付書により」に改める。

附則第9条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第11条の2第3項中「附則第15条第15項本文」を「附則第15条第14項本文」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第11条の3第13項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第16条の3を削る。

附則第16条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第16条の3とする。

附則第16条の7第3項を削る。

附則第17条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第18条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第23条の2中「第14項から第16項まで、第25項、第33項、第36項若しくは第40項」を「第13項から第15項まで、第24項、第32項、第3

5項若しくは第39項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第85条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の川口市税条例（以下「新条例」という。）附則第17条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の8第2項、第38条（見出しを含む。）、第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第16条の3の2第4項及び第17条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第17条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の川口市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき川口市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第85条第1号エ及び附則第17条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の川口市税条例附則第16条の3及び第16条の7第3項に規定す

る 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 16 条の 3 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和 5 年 6 月 6 日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 55号

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市租税特別措置法関係事務手数料条例（平成11年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 56号

川口市印鑑条例の一部を改正する条例

川口市印鑑条例（昭和49年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「（以下「登録番号」という。）」を削る。

第16条を次のように改める。

（キオスク端末等による印鑑登録証明書の申請）

第16条 第14条第3項及び前条の規定にかかわらず、印鑑の登録を受けている者（第18条の規定により印鑑登録証明書の交付を受ける者の指定をした者を除く。）は、キオスク端末（地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）を經由して市長の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された通信端末機器をいう。）を利用する方法、電子情報処理組織（市長の使用に係る電子計算機と当該印鑑の登録を受けている者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で規則で定めるものにより、印鑑登録証明書の交付の申請を行うことができる。

第17条を削り、第18条を第17条とし、第19条から第23条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 57号

川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

川口市自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成29年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的促進に関する法律」を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に改める。

第10条第3項中「。第15条第2項において同じ」を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とし、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 58号

川口市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

川口市建築基準法等関係事務手数料条例（平成11年条例第52号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号ア中「作成したものに限る。」の次に「）又はその写し（」を加え、「又は住宅品質確保法第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の断熱等性能等級の等級4及び一次エネルギー消費量等級の等級5に適合していることを示すものに限る。以下この条において「設計住宅性能評価書」という。）の写し」及び「申請住戸数又は」を削り、同号イを次のように改める。

イ 適合証が添付されていないもの

- (ア) (イ) 及び(ウ) に規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額（同表（ア）の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表（イ）の欄に定める額を合算した額）
- (イ) 誘導仕様基準（建築物が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この条、次条、別表第4の2、別表第6及び別表第7において「省令」という。）第10条第2号イ(2) 及びロ(2) に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(イ) 及び別表第6において同じ。）により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（ウ）の欄に定める額
- (ウ) 非住宅に係るモデル建物法（建築物が省令第10条第1号イ(2) 及びロ(2)（同号に規定する工場等にあっては、同号ロ(2)）に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。第3号イ(ウ) 及び別表第6において同じ。）により評価する場合 1件につき 別表第4（ア）の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表（エ）の欄に定める額

(エ) 1の建築物が(ア) から(ウ) までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア) から(ウ) までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4 (イ) の欄、(ウ) の欄及び(エ) の欄に定める額を合算した額

第6条第1号ウを削り、同条第3号ア中「又は設計住宅性能評価書の写し」及び「申請住戸数又は」を削り、同号イを次のように改める。

イ 適合証が添付されていないもの

(ア) (イ) 及び(ウ) に規定する方法以外の方法により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額 (同表 (ア) の欄の2以上の区分に該当する場合にあっては、それらの区分に応じ、それぞれ同表 (イ) の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額)

(イ) 誘導仕様基準により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (ウ) の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(ウ) 非住宅に係るモデル建物法により評価する場合 1件につき 別表第4 (ア) の欄に掲げる建築物又は建築物の部分の別及び床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表 (エ) の欄に定める額に2分の1を乗じて得た額

(エ) 1の建築物が(ア) から(ウ) までのうち2以上に該当する場合 1件につき (ア) から(ウ) までに規定する区分に応じ、それぞれ別表第4 (イ) の欄、(ウ) の欄及び(エ) の欄に定める額にそれぞれ2分の1を乗じて得た額を合算した額

第6条第3号ウを削る。

第7条第1項中「市長に」の次に「交付若しくは」を加え、同項第1号ア中「省令の基準」を「評価の方法」に改め、同項第2号中「交付手数料」を「交付申請手数料」に改め、同号ア並びに同項第3号イ、第5号イ及び第7号イ中「省令の基準」を「評価の方法」に改め、同条第2項中「同項第3号、第5号及び第7号」を「同項第3号及び第5号」に、「、省令第4条第3項第2号」を「省令第13条第3項第2号の規定により誘導設計一次エネルギー消費量を算出した建築物の共用部分

の床面積を、前項第7号に規定する床面積の合計にあつては省令第4条第3項第2号」に改める。

別表第3から別表第4の2までを次のように改める。

別表第3（第6条関係）

(ア)		(イ)
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
一戸建ての住宅		5,000円
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	11,000円
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	23,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	52,000円
	5,000平方メートル以上の場合	94,000円
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	11,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	19,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	31,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	94,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	149,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	188,000円
	25,000平方メートル以上の場合	235,000円

別表第4（第6条関係）

(ア)		(イ)	(ウ)	(エ)	
建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計				
一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	40,000円	20,000円		
	200平方メートル以上の場合	44,000円	22,000円		
住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	80,000円	38,000円		
	300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	135,000円	66,000円		
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	230,000円	121,000円		
	5,000平方メートル以上の場合	330,000円	183,000円		
非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	267,000円			102,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	334,000円			130,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	432,000円			171,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	616,000円			277,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	759,000円		362,000円	
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	898,000円		435,000円	
	25,000平方メートル以上の場合	1,024,000円		510,000円	

別表第4の2（第7条関係）

(ア)		(イ)
評価の方法	床面積の合計	
非住宅に係る標準入力法（建築物が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するか）	300平方メートル未満の場合	267,000円
	300平方メートル以上	334,000円

どうかの判定に用いる方法をいう。)	1,000平方メートル未満の場合	
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	432,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	616,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	759,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	898,000円
	25,000平方メートル以上の場合	1,024,000円
非住宅に係るモデル建築物法（建築物が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。)	300平方メートル未満の場合	102,000円
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円
	1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	277,000円
	5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	362,000円
	10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	435,000円
	25,000平方メートル以上の場合	510,000円

別表第4の3中「10,000円」を「11,000円」に改める。

別表第5中「10,000円」を「11,000円」に改める。

別表第6及び別表第7を次のように改める。

別表第6（第7条関係）

(ア)			(イ)
評価の方法	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
住宅に係る標準入力法（建築物が省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。）	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	40,000円
		200平方メートル以上の場合	44,000円
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	80,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	135,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	230,000円
		5,000平方メートル以上の場合	330,000円
誘導仕様基準	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	20,000円
		200平方メートル以上の場合	22,000円
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	38,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	66,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	121,000円
		5,000平方メートル以上の場合	183,000円
非住宅に係る標準入力法（建築物が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。）	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	267,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	334,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	432,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	616,000円

		トル未満の場合	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	759,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	898,000円
		25,000平方メートル以上の場合	1,024,000円
非住宅に係るモデル建物法	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	277,000円
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	362,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	435,000円
		25,000平方メートル以上の場合	510,000円

別表第7（第7条関係）

(ア)			(イ)
評価の方法	建築物又は建築物の部分の別	床面積の合計	
住宅に係る標準入力法	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	40,000円
		200平方メートル以上の場合	44,000円
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	80,000円
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	135,000円
		2,000平方メートル以上5,000平方メー	230,000円

		トル未満の場合		
		5,000平方メートル以上の場合	330,000円	
住宅に係るモデル住宅法等及び仕様基準	一戸建ての住宅	200平方メートル未満の場合	20,000円	
		200平方メートル以上の場合	22,000円	
	住宅用途を含む建築物の住宅部分	300平方メートル未満の場合	38,000円	
		300平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	66,000円	
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合	121,000円	
		5,000平方メートル以上の場合	183,000円	
	非住宅に係る標準入力法	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	267,000円
			300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	334,000円
1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合			432,000円	
2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合			616,000円	
5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合			759,000円	
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合			898,000円	
25,000平方メートル以上の場合			1,024,000円	
非住宅に係るモデル建物法	非住宅用途を含む建築物の非住宅部分	300平方メートル未満の場合	102,000円	
		300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合	130,000円	
		1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満の場合	171,000円	
		2,000平方メートル	277,000円	

		以上5,000平方メートル未満の場合	
		5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合	362,000円
		10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合	435,000円
		25,000平方メートル以上の場合	510,000円

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅に係る標準入力法 建築物が省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。
- (2) 住宅に係るモデル住宅法等 建築物が省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。
- (3) 仕様基準 建築物が省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。
- (4) 非住宅に係る標準入力法 建築物が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。
- (5) 非住宅に係るモデル建物法 建築物が省令第1条第1項第1号ロに定める基準に適合するかどうかの判定に用いる方法をいう。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請及び同日以後に提出し、又は通知する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画（以下「計画」という。）に関する判定に係る手数料について適用し、同日前の申請及び同日前に提出し、又は通知した計画に関する判定に係る手数料については、なお従前の例による。

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 59号

川口市火災予防条例の一部を改正する条例

川口市火災予防条例（昭和37年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいう。以下同じ。）（分離型急速充電設備（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納するための設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成される急速充電設備をいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあっては」に改め、同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型急速充電設備の充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型急速充電設備の充電ポストにあっては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備と電気自動車等が」を「コネクターが電気自動車等に」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させる」を「緊急に停止する」に、「措置を講ずる」を「装置を、当該急速充電設備を利用する者が異常を認めたとときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備への電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第1

7号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 分離型急速充電設備の充電ポストには、蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「いう」の次に「。以下同じ」を加える。

第23条第1項第1号中「若しくは」を「又は」に改め、同条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合を除く」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設けるものにあつては国際標準化機構が定めた規格の第7010号又は日本産業規格のZ8210に適合する図記号とし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設けるものにあつては国際標準化機構が定めた規格の第7001号又は日本産業規格のZ8210に適合する図記号としなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

附則に次の1項を加える。

（指定たばこ専用喫煙室標識に関する経過措置）

9 第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用する健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

別表第4から別表第7までを次のように改める。

別表第4から別表第7まで 削除

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定 令和5年10月1日
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の川口市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に設置される同条第1項に規定する急速充電設備（以下「改正後の急速充電設備」という。）（同号に掲げる規定の施行の際現に設置の工事がされているものを除く。）について適用し、同日前に設置され、又は同号に掲げる規定の施行の際現に設置の工事がされているこの条例による改正前の川口市火災予防条例（以下「旧条例」という。）第11条に規定する変電設備（改正後の急速充電設備であるものに限る。）及び旧条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備の位置、構造及び管理の基準については、なお従前の例による。
- 3 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号による標識のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、旧条例別表第7に定めるものとしなければならない。

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 60号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新庁舎2期棟建設工事のうち電気工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 4 契 約 金 額 2,370,500,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 埼玉県川口市大字小谷場531番地
三位・内山特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市大字小谷場531番地
三位電気株式会社

代表取締役 佐藤 仁

埼玉県川口市芝2丁目21番15号
内山電設株式会社

代表取締役 内山 祥章

上記代表者

三位電気株式会社

代表取締役 佐藤 仁

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 61号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新庁舎2期棟建設工事のうち空調設備工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 942,700,000円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市川口3丁目2番
新菱・浅倉特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市川口3丁目2番
新菱冷熱工業株式会社川口営業所
所長 小 川 文 弘

埼玉県川口市仲町18番5号
株式会社浅倉水道
代表取締役 佐々木 喬

上記代表者
新菱冷熱工業株式会社川口営業所
所長 小 川 文 弘

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 62号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 工 事 名 新庁舎2期棟建設工事のうち衛生設備工事
- 2 工 事 場 所 川口市青木2丁目1番1号
- 3 契約の方法 一般競争入札
- 4 契約金額 460,900,000円
- 5 契約の相手方 埼玉県川口市栄町3丁目12番6号 川口サカエコーポ10

3

ヤマト・アルファー企画特定建設工事共同企業体

埼玉県川口市栄町3丁目12番6号 川口サカエコーポ10
3

株式会社ヤマト川口営業所

所長 金 井 大

埼玉県川口市並木2丁目34番8号

株式会社アルファー企画

代表取締役 北 村 泰 人

上記代表者

株式会社ヤマト川口営業所

所長 金 井 大

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 63号

製造の請負に係る契約の締結について

次のとおり消防指令システム・消防救急デジタル無線構築業務委託における契約を締結するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議決を求める。

記

- 1 委 託 名 消防指令システム・消防救急デジタル無線構築業務委託
- 2 納 入 場 所 川口市芝下2丁目1番1号 他41施設
- 3 契 約 の 方 法 随意契約
- 4 契 約 金 額 1,370,600,000円
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県川崎市高津区末長3丁目3番17号
株式会社富士通ゼネラル情報通信ネットワーク営業部
部長 新 田 洋 司

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 64号

財産の交換について

次のとおり財産を交換するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

記

1 交換に供する財産

- (1) 財産の種別 土地
- (2) 所在地 川口市元郷1丁目1833番8ほか3筆
- (3) 面積 335.09平方メートル
- (4) 価額 296,521,000円

2 交換により取得する財産

(1) 建物専有部分

所在地 川口市元郷1丁目1827番1ほか14筆
川口元郷1丁目2番地区共同化事業による建物の1・2階の一部

床面積 231.96平方メートル

(2) 建物専用使用部分

エントランス 11.41平方メートル

駐輪場 29.50平方メートル

(3) 建物専有部分の所有に係る土地共有持分

敷地面積 1,865.29平方メートルのうち
597,641分の23,196

(4) 価額 147,036,000円

3 交換の相手方

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号

株式会社タカラレーベン

代表取締役 島田和一

4 交換差額の補足

相手方は、市に対し、交換差額金149,485,000円を支払うものとする。

5 交換理由

川口元郷1丁目2番地区共同化事業により、敷地内に歩道状空地を設けることにより、歩道機能を確保するとともに、市有地を本事業により完成予定の建物の権利床に交換し、駅至近の好立地を活かしたコワーキングスペースなど地域貢献施設にすることで、経済的な活用が見込まれるとともに、駅周辺の賑わいの創出及び市民生活の利便性向上に寄与するため。

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 65号

財産の無償貸付について

次のとおり財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議決を求める。

記

1 無償貸付する財産

- (1) 財産の種類別 土地
- (2) 所在地 川口市元郷1丁目1833番8ほか3筆
- (3) 地目 宅地及び畑
- (4) 面積 335.09平方メートル

2 無償貸付の相手方

東京都千代田区丸の内1丁目8番2号
株式会社タカラレーベン

代表取締役 島田和一

3 無償貸付の目的

川口元郷1丁目2番地区共同化事業により、敷地内に歩道状空地を設けることにより、歩道機能を確保するとともに、市有地を本事業により完成予定の建物の権利床に交換し、駅至近の好立地を活かしたコワーキングスペースなど地域貢献施設にすることで、経済的な活用が見込まれるとともに、駅周辺の賑わいの創出及び市民生活の利便性向上に寄与することから、本事業を推進するため市有地を無償で貸し付けるもの。

4 無償貸付の期間

令和5年7月1日から事業完了まで

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 66号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 消防ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都千代田区外神田5丁目5番11号 小西ビル1階
長野ポンプ株式会社東京営業所
所長 藤井利男
- 4 数量 1台
- 5 取得価格 50,160,000円

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木信夫

議案第 67号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 支援車（I型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 東京都港区芝5丁目36番7号 三田ベルジュビル19階
株式会社モリタ東京支店
支店長 山北 忠 司
- 4 数 量 1台
- 5 取得価格 132,440,000円

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 68号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 高規格救急自動車
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市栄町1丁目16番12号
埼玉トヨタ自動車株式会社川口店
店長 岩崎 邦夫
- 4 数量 2台
- 5 取得価格 43,010,000円

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 69号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、川口市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議決を求める。

記

- 1 財産の種別 消防団ポンプ自動車（CD-I型）
- 2 納入場所 川口市芝下2丁目1番1号
- 3 納入者 埼玉県川口市安行吉蔵163番地
埼玉消防機械株式会社東部営業所
所長 高橋 怜
- 4 数量 3台
- 5 取得価格 72,600,000円

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 70号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立並木南保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市幸町3丁目5番33号

学校法人文化学園

理事長 浅沼良成

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 71号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立神根保育所

2 指定管理者となる団体の名称

川口市芝西2丁目16番3号

学校法人いずみ学園

理事長 小 泉 清太郎

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 72号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立戸塚のぞみ保育園

2 指定管理者となる団体の名称

川口市大字前野宿50番地

学校法人南陵学園

理事長 井 上 由美子

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

議案第 73号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

川口市立戸塚しらぎく保育園

2 指定管理者となる団体の名称

川口市芝西2丁目7番35号

学校法人嶋根学園

理事長 嶋 根 謙 太

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

議案第 74号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	幅 員 (m)	延 長 (m)
神 根 第271-2号線	大字東内野字葎原394番1地先	大字東内野字葎原397番3地先		6.0	72.1

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 75号

市道路線の認定について

次の市道路線を認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)
神 根 第701-1号線	大字赤芝新田字道上398番1地先	大字赤芝新田字道上396番1地先		2.7 ～ 5.0	77.0

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

認定路線位置概図



議案第 76号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止するため、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により議決を求める。

記

路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	幅員 (m)	延長 (m)	
神 根 第701号線	大字赤芝新田字道上398番1地先	大字赤芝新田字道上405番1地先		4.0	11.8	①
神 根 第706号線	大字赤芝新田字道上395番地先	大字赤芝新田字道上405番6地先		2.7 ～ 5.0	126.9	②

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

廃止路線位置概図



議案第 77号

川口市農業委員会委員の任命同意について

川口市農業委員会委員に次の者を任命するため、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により同意を求める。

記

飯塚 秀行	昭和34年3月22日生	川口市本蓮1丁目15番25号
伊藤 勝博	昭和40年1月26日生	川口市大字西新井宿1030番地
沖田 保	昭和55年3月11日生	川口市大字安行原2707番地
小櫃 敏文	昭和38年1月15日生	川口市大字安行藤八228番地
豊田 満	昭和27年8月11日生	川口市戸塚南4丁目2番25号
中田 裕子	昭和38年6月11日生	川口市大字安行682番地
中山 正二	昭和34年10月29日生	川口市大字新井宿330番地
中山 憲治	昭和34年1月11日生	川口市大字安行領家429番地
前田 健造	昭和30年11月5日生	川口市栄町1丁目4番8号
松澤 正久	昭和15年1月22日生	川口市並木2丁目9番25-202号 イニシア川口並木テラス
森 京子	昭和29年11月13日生	川口市大字安行領根岸154番地
山岡 佐智子	昭和42年11月7日生	川口市大字西新井宿458番地

令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信夫

経 歴 書

氏 名 飯 塚 秀 行
生年月日 昭和 3 4 年 3 月 2 2 日
現 住 所 川口市本蓮 1 丁目 1 5 番 2 5 号

令和 4 年 1 2 月 認定農業者

氏 名 伊 藤 勝 博
生年月日 昭和 4 0 年 1 月 2 6 日
現 住 所 川口市大字西新井宿 1 0 3 0 番地

平成 2 8 年 4 月 新井宿駅と地域まちづくり協議会副会長
平成 3 0 年 1 0 月 認定農業者
令和 2 年 7 月 川口市農業委員会委員

氏 名 沖 田 保
生年月日 昭和 5 5 年 3 月 1 1 日
現 住 所 川口市大字安行原 2 7 0 7 番地

平成 2 8 年 4 月 安行原蛇造り保存会会長
令和 5 年 2 月 認定農業者

氏 名 小 櫃 敏 文
生年月日 昭和38年1月15日
現住所 川口市大字安行藤八228番地

令和 2年 3月 認定農業者
令和 2年 5月 川口市農政審議会委員
令和 2年 7月 川口市農業委員会委員

氏 名 豊 田 満
生年月日 昭和27年8月11日
現住所 川口市戸塚南4丁目2番25号

平成 4年 6月 川口市農業委員会委員
平成19年 5月 川口市議会議員
令和 4年12月 認定農業者

氏 名 中 田 裕 子
生年月日 昭和38年6月11日
現住所 川口市大字安行682番地

令和 4年 3月 株式会社好樹園代表取締役
令和 4年12月 認定農業者

氏 名 中 山 正 二
生年月日 昭和 3 4 年 1 0 月 2 9 日
現 住 所 川口市大字新井宿 3 3 0 番地

平成 6 年 1 2 月 株式会社七福園代表取締役
令和 元年 1 1 月 認定農業者
令和 2 年 7 月 川口市農業委員会委員

氏 名 中 山 憲 治
生年月日 昭和 3 4 年 1 月 1 1 日
現 住 所 川口市大字安行領家 4 2 9 番地

平成 2 4 年 6 月 株式会社坂下植物場代表取締役
令和 5 年 2 月 認定農業者

氏 名 前 田 健 造
生年月日 昭和 3 0 年 1 1 月 5 日
現 住 所 川口市栄町 1 丁目 4 番 8 号

平成 9 年 3 月 川口仲町郵便局長
令和 3 年 4 月 埼玉県南部地区郵便局長会顧問

氏 名 松 澤 正 久
生年月日 昭和15年1月22日
現住所 川口市並木2丁目9番25-202号 イニシア川口並木テラス

令和 2年 3月 川口市選挙管理委員会委員
令和 2年 7月 川口市農業委員会会長

氏 名 森 京 子
生年月日 昭和29年11月13日
現住所 川口市大字安行領根岸154番地

昭和61年12月 有限会社ハナモ

氏 名 山 岡 佐智子
生年月日 昭和42年11月7日
現住所 川口市大字西新井宿458番地

令和 4年12月 保護司

議案第 78号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

新 井 三起子 昭和35年3月8日生 川口市幸町2丁目8番23号
令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 新 井 三起子
生年月日 昭和35年3月8日
現 住 所 川口市幸町2丁目8番23号

平成24年12月 株式会社DIONE代表取締役

議案第 79号

人権擁護委員の候補者の推薦について

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により意見を求める。

記

神 山 雅 子 昭和28年9月1日生 川口市西川口3丁目3番8号
令和5年6月6日提出

川口市長 奥ノ木 信 夫

経 歴 書

氏 名 神 山 雅 子
生年月日 昭和28年9月1日
現 住 所 川口市西川口3丁目3番8号

平成24年12月 エムトラス株式会社代表取締役
平成26年10月 人権擁護委員
平成29年 4月 西川口地区レクリエーション協会理事長
平成29年10月 人権擁護委員
令和 2年10月 人権擁護委員